

- 市政執行方針・教育行政執行方針……………2
- ユるっとゆうばりスポーツクラブからのお知らせ……………9
- 国保のお話vol.21……………10
- 令和2年度夕張市当初予算……………12
- 夕張市財政再生計画の変更と令和元年度補正予算の内容…16
- 住宅取得等補助金について……………19
- 拠点複合施設「りすた」の利用に関するお知らせ……………20
- 地域支援センター「ライフネットゆうばり」による  
生活相談会を開催します……………20



## マスクの着用、手指の消毒にご協力を！

3月11日、令和2年第1回定例市議会が開催されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席者をはじめ、傍聴者にも、マスクの着用と手指の消毒が義務付けられました。

北海道の緊急事態宣言は3月19日で終了しましたが、皆さんも「自分は大丈夫」と思わず、感染症対策を行いましょ。

感染症対策については、折込の「感染症対策で安心・安全に暮らそう!」をご覧ください。

市政執行方針・教育行政執行方針

令和2年第1回定例市議会が3月11日に開催され、市長が令和2年度の市政執行方針、教育長が教育行政執行方針を示しました。その概要をお知らせします。

市政執行方針

昨年の市長選挙におきまして、多くの皆様の信頼を賜り夕張市長の任に就いてから、はや一年が過ぎようとしております。

この間、本市に起こった大きな出来事としてまず挙げられるのは、昨年4月の「石炭博物館模擬坑道火災」です。

本件につきましては、市内外の皆様に大変なご心配をおかけし、また鎮火のため他の自治体より多大なる支援を賜りました。改めてこの場をお借りしてお詫びとお礼を申し上げます。

現在、鎮火に要した河川水の排出作業を行っており、この春に作業が完了する見込みです。

本模擬坑道につきましては、交流人口増加の柱として一日も早い再開を目指しておりますが、安全が最優先事項であることから、今後、廃水後の坑道の状況を確認したうえで、専門家のご意見を伺いながら検討して参ります。

また、今月1日より拠点複合施設

「りすた」が本格稼働いたしました。

市のコンパクトシティ構想の中核をなす施設として、また交通の結節点として、さらに子ども子育てや幅広い世代の交流の場として、できるだけたくさんの方の皆様にご利用頂き、愛される施設に育てていきたいと考えております。

持続可能なまちづくりに向けて

さて、平成から令和の時代となつて初めての予算編成を行った際に、私が考えたことは「再生振替特例債の償還完了まであと7年となった一方で人口流出に歯止めがかからない市の将来をいかになすべきか。」という事です。

そのため私は、令和2年度を迎えるにあたり「財政再建後を見据えた持続可能なまちづくり」をテーマに7項目の施策を行っていきたいと考えております。



1 まちの将来像の再確認とコンパクトシティの推進

施策の一点目は、「まちの将来像の再確認とコンパクトシティの推進」です。

本市では、平成24年3月に「夕張市まちづくりマスタープラン」を策定し、まちの将来像として「安心して暮らすコンパクトシティゆうばり」を掲げ、まちづくりにおける基本的な方針を定めました。

策定から8年が経過し、その

間、市営住宅再編事業や、民間賃貸住宅の建設促進のための助成を実施し、清水沢地区を中心に居住環境の整備に努めてまいりました。

また、新たな都市機能の充実に向けた取組として、公共的機能を集約複合化した拠点複合施設「りすた」を建設したのは先に申し上げたとおりです。

このほか、認定こども園の建設や、市立診療所移転改築事業の着手などの事業を進める一方で、急速な少子・高齢化の進展や人口

減少、石勝線夕張支線の鉄道事業廃止による路線バスへの転換など、まちの状況が当時と大きく変化しております。

このため、本市の現在を的確にとらえ将来ビジョンを再確認するうえでも現行の「まちづくりマスタープラン」の見直しを図ること、あわせて市全体における居住機能や医療・福祉・商業といった都市機能の立地誘導や公共交通の充実などの施策に関する立地適正化計画を策定し、コンパクトで効果的かつ効果的なまちづくりの取

組を推進してまいります。

また、これからのまちづくりを推進していくにあたっては、市民の皆様ととりわけ高校生をはじめとする若い世代の参画が必要不可欠です。

そのためには、それらの方々市政について興味を持っていただくとともに、その声をできる限り反映させることが重要であります。

そうした思いから、高校生を対象として、私自身が市政の執行状況などを説明し、意見交換できるような場の設置について検討をしてまいります。

## 2 交流人口・関係人口の拡大と産業振興

二点目は「交流人口の拡大と産業の振興」です。

本市は、夕張岳やシヌーパ口湖などの豊かな自然、夕張メロンをはじめとする特産品、映画祭などの各種イベント、スキー場などの観光施設、多目的な運動施設、さらには産業遺産や文化施設など魅力ある地域資源を有しています。「交流人口」の拡大のためには、こうした地域資源を有効に活用していくことが欠かせません。

一人でも多くの方が夕張に足を運んでいただけるよう、地域資源

の魅力の洗い出しを行うとともに、可能な限りイベントなどの情報を三元化し、皆様への伝わりやすさを意識した積極的な情報発信に努めてまいります。

また、新たな人の流れを創出するまちづくりを進めていくためには、「交流人口」拡大の取組に加え、本市にゆかりがある、また、想いを寄せていただいているといった理由で関わりを持っていただける方との交流、いわゆる「関係人口」を増やす取組も重要となっております。

一人でも多くの方が本市へ関心を持っていただけるよう、「ふるさと納税」と連携した仕組みづくりや情報発信など、「関係人口」拡大に向けた取組を検討してまいります。

産業振興の取組においては、農家戸数農家人口が減少傾向にある中で、夕張農業の持続的発展を図りながら、本市の基幹作物である夕張メロンの安定生産と更なるブランド向上を図っていくため、メロン生産に従事する多様な担い手の育成・確保が喫緊の課題です。

このため、本市に滞在し、メロン生産をお手伝いいただきながら、地域コミュニティの一員として活躍いただく、「夕張農業サポーター」

を全国募集するなど農業関係団体の皆様と連携しながら、担い手確保に向けた取組を進めてまいります。

また、新たな地域産業資源の創出を目的として取組んでいる薬木植栽事業は、すでにホオノキの植栽規模が日本一、キハダについても全国二位の規模となりました。薬木植栽地管理作業の一部は、障がい者の方に担ってもらうなど誰もが活躍できる地域社会の実現に貢献しています。今後も日本一の薬木生産地を目指し、植栽と管理を進めてまいります。

## 3 未来を担う子どもたちのために

次に「未来を担う子どもたち」への取組であります。

本市の義務教育課程においては、これまで「基礎学力の向上」を目指して様々な取組を行ってまいりましたが、これを確かなものとするため新年度より「ゆうばりっこ学び育成プラン」を策定し具体的な取組を実践いたします。

このプロジェクトは、①チーム・ティーチングの実践や放課後及び長期休業中の補習等による個に応じた指導の徹底、ICTを活用した教育活動の推進、既習問題の解き直し、家庭学習の充実などを通

じた『学ぶ意欲の向上』、②小中における授業スタイルの統一をはじめとして、合同研修や教科の横断的な教育課程編成などを主とする『小中協働の強化』、③主体的・対話的で深い学びを実践する授業の構築をはじめとして、ICT教材の利活用のためのスキルアップや外部講師の招聘等の実施などによる『教師の授業力向上』の三点を柱として取組を強化するものであります。

また、地域における児童生徒の減少は深刻さを増しており、本市の未来を担う子どもたちと子育て世帯に対する支援施策の強化は「待ったなし」の状況にあります。

現在、教育委員会内に相談窓口を設置し、子育て世帯からの様々な相談に応じるとともに、必要な情報の提供や関係機関に十分な役割を果たすなどの支援業務を行っており、今後もこの取組を推進してまいります。

また、幼稚園及び一部保育園において乳児幼児の一時預かり事業の実施や、小学生を対象とした放課後における健全育成事業など、限られた財源と人員のなかで可能となる施策に取組んでおります。今後、このような取組を継続

しながら、様々な年齢層における「子ども子育て」に関する市の事業や施策等の情報をまとめた子育てガイドブック「ゆうばりっこ」の配付を行うとともに、市ホームページにも掲載するなど周知を図ってまいります。

さらに、拠点複合施設「りすた」の有効活用を含め、子育て支援策のさらなる充実について検討してまいります。

## 4 地域で健やかに暮らしていくために

次に「地域で健やかに暮らしていくための」施策であります。現在取り進めております市立診療所等の改築事業につきましては、先に策定した基本計画に基づき、具体的な建物の配置や構造レイアウトなどについてまとめた基本設計を本年度中に策定した後、新年度において実施設計に着手し、建設工事に向けた歩みを着実に進めます。

新施設の診療所機能については、総合診療科を中心とした診療体制の維持や市内唯一の入院病床の確保を図ることを基本とし、介護老人保健施設については、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者への

対応などを踏まえた機能の検討を進めて参ります。

市民の健康増進の対策といったしまして、市民の健康づくりの基本的な指針となる健康増進計画「健康ゆうばり21」や、昨年新たに策定した「自殺対策計画」を推進し、生涯にわたり心身ともに健康で暮らせるまちの実現を目指します。

そのためには、健康寿命の延伸が必須であり、疾病予防と介護予防はその重要な柱となります。

高齢化が進む中で、疾病予防として生活習慣病対策に取り組むことは、介護予防対策にもつながることから、各種の健診事業を予防対策として位置付け、保健師や管理栄養士による発症予防、重症化予防の保健事業を関係機関と連携しながら展開します。

特に、糖尿病については、重症化による合併症が課題であることから、重点的に予防対策を行うて参ります。

また、地域のなかで高齢者がいつまでも安心して暮らしていけるよう、「夕張市高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」に基づき、福祉除雪サービスの実施や敬老乗車証の交付、緊急通報装置の設置を進めるほか、高齢者が抱える困りごとに対する支援や地域サロン

の自主的な運営の輪が広がるよう、生活支援体制の整備を推進します。

さらに、介護予防教室「ゆるりラ講座」を開催するなど、介護予防・重度化防止の推進に取り組むほか、地域住民が認知症に対する理解を深め、認知症があつても、住み慣れた地域で可能な限り生活できるよう、認知症サポーターの養成に積極的に取り組むなど、認知症関連施策を展開して参ります。

障がい福祉施策については、『夕張市障がい福祉計画』などに基づき、個々のニーズに対応したサービス提供体制の一層の整備を図るほか、地域特性を活かした就労機会の確保といった障がいがある方の自立と社会参加を促進していくとともに、障がいの有無にかかわらず市民が互いを尊重し合う意識が高まるよう、広報を通じた理解啓発や制度周知に努めてまいります。

生活困窮者支援については、地域の身近な相談者である民生委員・児童委員との連携を密にし、相談・援助を必要とする方が孤立しないよう、困りごとや不安を抱えている方の相談支援を実施し、保護を必要とする方のセーフティネットとして機能するよう適切な

生活保護制度の運用実施に努め、制度の狭間に陥ることのないような支援体制を維持いたします。

## 5 安全安心に暮らすために

次に「安全安心に暮らすための」の施策であります。近年、地震や集中豪雨などによる大きな災害が全国各地で発生しています。

災害はいつ、どこで発生するかわからない状況にあることから、本市としても、避難所や備蓄品の確保など、災害による被害を軽減するための取組と、その普及啓発を図つてまいります。

東日本大震災はもとより、その後の熊本地震や胆振東部地震などの自然災害から、自分たちの命は自分たちで守るという「自助」、あるいはコミュニティに根差した助け合いに取り組み「共助」について、私たちは改めて学びました。

大規模な災害が発生した場合、行政が対応出来ることは限られています。

そこで、自分の身を守るとともに、日頃から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら防災活動に取り組み精神を育むことが必要であります。

そのため、各地域や町内会と連携し、防災訓練などを通じた防災

を担う人材育成と、防災意識の高揚を図つてまいります。

また、災害発生時において、正確且つ必要な情報を市民に如何にリアルタイムで届けるかは大きな課題です。

従前より、本市においてはSNSアプリのひとつであるツイッターを活用した情報発信を行つておりますが、現状においてフォロワーは3,000程度であり、市の人口の半数にも達していません。

現在、本市においてもスマートフォンの普及はかなりの率に上ると考えられることから、可能な限り夕張市民には市のツイッターのフォロワーになつていただき、災害時の情報をリアルタイムで届ける体制を整えたい、と考えております。

そのため、市民がツイッターに慣れ親しむことができるよう、普段より積極的な情報発信を行い、その普及活動に努めます。

## 6 施策実現のための財源の確保

次に「施策実現のための財源の確保」であります。が、「ふるさと納税制度」は、今や、財政再建中の本市にとつて、地域再生に向けた取組のための大変貴重な財源となっております。例年、全国各地の皆様から多大なるご支援をいただ

ているところであり、この場を借りて感謝申し上げますとともに、皆様のご期待に応えるべく身の引き締まる思いをしております。

今後とも、寄附者の方との継続的な関係を構築できるよう、また、更に多くの方に夕張を応援していただけるよう、引き続き、本市ならではの魅力ある取組を行つてまいるとともに、市のホームページやポスターの活用といった広報戦略の一層の強化や、「関係人口」といった市の施策との連携を図るなどの情報発信にも努めてまいります。

また、「企業版ふるさと納税制度」につきましては、昨年末に「令和2年度税制改正の大綱」の閣議決定が行われ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、税額控除割合の引き上げや手続の簡素化等の見直し盛り込まれているところであります。

こうした国の動きを本市にとつて好機にすることができるよう、「企業版ふるさと納税」につきましても、企業の皆様から少しでも夕張を応援したいと思つていただけるような魅力ある取組の実施や情報の発信に努めてまいります。

## 7 行政執行体制の確保

項目の最後、「行政執行体制の確保」であります。持続可能なまちづくりを構築していくうえで、その先頭に立つべき本市の行政体制を、今後においても安定的に確保していくことは大きな課題です。

課題克服のためには、『職員個々の能力向上』と『職員数の確保』が欠かせません。

まず『職員の能力向上』につきましては、外部研修の受講促進にあわせ、市役所内で行う研修の充実により、職員能力の底上げを行います。

さらに、他自治体職員との人事交流により、ここでは得られない貴重な経験を本市職員が身につけ、それを市政にフィードバックさせたいと考えております。

また、『職員数の確保』においては、現在、北海道及び東京都からの職員派遣により体制を維持している状況であります。特例償還後、この支援が困難なることを見据え、行政がスムーズに継続できるような体制整備のスキームを検討して参ります。

### 令和2年度予算編成について

次に、令和2年度の予算編成についてですが、平成29年3月に総務大臣より同意を頂いた「財政再生計画の抜本的な見直し」後、4年目にあたる予算編成にあたっては、限られた財源の中で引き続き経費の全般について適正化を図り、着実に財政再建を推進するとともに、地域再生に向けた効果的な政策展開を図る観点からとりまとめを行ったところであります。

一般会計に計上しました主な事業といたしまして、まず、『これまでの財政再生計画に未登録で、新たにを行うもの』については、

- ・市民の利便性向上を目的とした「市営住宅指定管理業務委託」に要する経費
- ・本年3月に供用開始した「りすたの管理運営」に要する経費
- ・「石炭博物館模擬坑道内の排水業務」に要する経費
- ・「老朽化した中学校のバックネット設置」に要する経費
- ・基礎学力の向上を目指し、「小中学校にタブレット端末を整備」する経費など

次に『財政再生計画に搭載されている、もしくは前年度から継続して行うもの』については、

「認定こども園整備」及び「市立診療所改築の実施設設計」に要する経費

- ・公設塾の運営など「夕張高校魅力化事業」に要する経費
- ・小中高で貫いた英語教育を推進するための「オンライン英会話事業」に要する経費
- ・幼稚園児を含む児童生徒の安全・安心な足の確保を目的とした「スクールバス運行委託」に要する経費

この結果、新年度の一般会計予算規模は、101億4,307万3千円となったところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

各特別会計につきましては、それぞれの制度に基づく事業経費を、収支の均衡が図られるよう財源を考慮しながら措置するとともに、特に施設・設備を有する会計につきましては、従前同様の長寿命化対策と効率的な運用を図るべく、予算編成をいたしたところであります。

### おわりに

以上、令和2年度市政執行方針と予算編成について申し上げます。

財政再生計画の抜本的な見直しから早3年の月日が流れ、地域再生のために蒔いた種が育ち、収穫できる果実も出てまいりました。

一方で、解決できなかった問題、新たに発生した課題も数多く、前途洋々とは言い難い状況であることも確かです。

しかしながら、市が準用再建団体となつてからこれまでの期間、多くの苦難がありました。そしてそれを夕張市民が「丸」となつて乗り越えてきたはずですが。

私は、この経験こそが、これから来るであろう困難を乗り越える大きな糧であり、皆様の力があれば心配することは何もないと信じしております。

私は皆様の先頭に立ち夕張市の再生を、そして持続可能なまちづくりを成し遂げるため邁進してまいります。

市議会及び市民の皆様により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和2年の市政執行方針といたします。

### 教育行政執行方針

令和2年第1回定例市議会の開会にあたり、夕張市教育委員会の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

本市における子どもたちの学習環境は、平成28年度に実施した財政再生計画の抜本的見直し以降、少しずつではありますが着実に整備されてきております。

令和2年度より新学習指導要領が全面实施となることを見据え、全国初となる小中高貫のマンツーマンオンライン英会話を先行導入するなど、この間先進的な取り組みを実践してきました。

夕張の未来を担う子どもたちの存在は地域の宝であり、大切な財産です。それをしっかりと守り、健全に育てていくために重要なのは「教育への投資」であると考えます。

そのことが、いま厳しい環境に置かれている本市の将来に向けて「地域の自立化」と「持続可能なまちづくり」につながっていくと確信しているところです。

令和2年度は、従来の取り組みを発展、継続しながら、大きな課題である「確かな学力の向上」と豊かな心の育成」を重点に据え、教

育改革と環境魅力化に向けた取り組みを力強く推進してまいります。

## 教育行政の基本目標

今後、ますます変化していくと思われる社会に対応していく子どもたちを育成するためには、一人ひとりに確かな学力を身につけさせることがまず重要です。

本市の小中学生の学力は、令和元年度全国学力学習状況調査で前年度に引き続き、全国・全道の



平均に至っていないという結果が明らかになりました。従って、基礎学力の定着と向上は急務であり、一歩前に進んだ取り組みが不可欠です。

令和2年度における教育推進の基本目標は、こうした現状を踏まえ、自ら主体的に学習に取り組む姿勢の育成と家庭や地域との連携を基本としながら「確かな学力を身につける教育の推進」を重点的に図っていくほか、「豊かな人間性を身につける教育の推進」「健やかな身体を育む教育の推

進」「人と人、地域と地域をつなぐ社会教育の推進」の4つを掲げ、着実に進めていく所存であります。

### 1 確かな学力を身につける教育の推進

先にも述べたとおり、ゆうばり小学校、夕張中学校の学力の実態は全国・全道を下回っていることが明らかとなっていることを踏まえ、基礎的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力の育成を基本

としつつ、まず「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力」の育成に努めていかなければならないと考えます。

様々な問題に果敢に取り組み、積極的な学びで解決する力を身に付けることが出来る教育のあり方を追求してまいります。

### 2 豊かな人間性を身につける教育の推進

本市の「子どもたちは、純粹で素直である」との評価があります。このことを大切にしながら「明るく、元気で礼儀正しく、心豊かでやさしい態度」と「社会に適應する協調性」を併せ持った「ゆうばりっこ」の育成に取り組んでまいります。

### 3 健やかな身体を育む教育の推進

豊かな人間性に加えて重要なのは「健康でたくましい身体」を持った子どもたちの育成であります。地域に密着したスポーツの推進とそのためスポーツ施設の整備・充実可能な限り取り組みとともに、施設利用の促進に努めてまいります。

### 4 人と人、地域と地域をつなぐ社会教育の推進

郷土の文化や芸能を保護し、歴史を重んじ愛する市民の育成が「再生夕張」には不可欠です。このため、生涯学習活動の強化や芸術鑑賞の機会提供などに取り組んでいく必要があります。オープンした拠点複合施設「りすた」をこのような活動の拠点として位置付け、社会教育の強化に取り組んでまいります。

### 基本目標達成のための取り組み

#### 1 確かな学力を身につける教育の推進

#### ◆「ゆうばりっこ、学び育成プラン」の策定と実行

令和2年度では、まず「ゆうばりっこ、学び育成プラン(仮称)」を策定いたします。そのなかで、「学ばず意欲の向上」と「小中協働の強化」、そして「教師の授業力向上」の三点について包括的に取り組んでいくことといたします。

このプランの策定にあたっては、道徳教育の充実、行事や特別活動の工夫改善による自己肯定感や自己有用感の醸成などを基本とする「自ら進んで行動する力の

育成」と、学校運営協議会と連携した家庭学習強調週間（ファミスタウィーク）の実施、「家庭学習の手引き」による保護者との連携など「家庭・地域と学校の連携」を基本といたします。

## ◆学ぶ意欲の向上にむけて

基礎学力底上げのためにチームティーチングの実践や放課後及び長期休業中の補習等による個に応じた指導の徹底をはじめとして、新学習指導要領の実施に伴うICTを活用した教育活動の推進、既習問題の解き直し（ほっかいどうチャレンジテストなど）、家庭学習の充実に取り組んでまいります。

## ◆小中協働の強化にむけて

「小中合同学力向上プロジェクト」の実施を通して、授業スタイルの統一やお互いの授業参観、乗入れ授業の実施、合同研修の実践、基礎学力の向上を図る教科横断的な教育課程の編成・実施、読書活動の推進を取り入れ、小・中学校協働の強化に努めてまいります。

## ◆教師の授業力向上にむけて

「主体的・対話的で深い学び」の授業構築として、子どもたちの多様な考えを引き出す授業や

「話し合う・議論する」「発表する」「《見方・考え方》を働かせる」などの指導方法を取り入れた授業実践に取り組むほか、教職員によるICT機器等の利活用のためのスキルアップに努めます。

また、外部講師の招聘や研修講座への積極参加を促すとともに、空知教育局指導主事訪問の要請などを通じた北海道との連携強化に取り組み、教師の授業力の向上に努めてまいります。

## 2 豊かな人間性と健やかな身体を育む教育の推進

次に、豊かな心及び健やかな身体育成についてであります。子どもたちの健やかな成長のためには、他者への思いやりの気持ちや豊かな感性、社会的協調性、自己肯定感などを育むとともに、健康の保持増進と体力の向上が重要です。このため、いじめや不登校を未然に防ぐとともに、規範意識を高める道徳教育の充実として「Q-Uテスト」を実施し、子どもたちの実態把握をきめ細かく行うことや「ピア・サポート」を取り入れた特別の教科道徳の授業や学級活動等の実践に取り組みます。

令和元年度の全国体力・運動能力等調査では、中学2年生で男女

とも半数以上の種目で全国・全国平均を上回る結果となりました。また、小学5年生でも女子では4種目で全国・全国平均を上回っており、一定の成果が表れております。今後も、体力・運動能力の向上のため、体育の授業改善や学校全体で取り組む体力向上策の展開、食育等を推進してまいります。

## 3 小中高校魅力化の推進

以前と比較して、夕張高等学校進学率が高まってきてはいるものの、未だ安定しているとは言えません。このため、市長部局とも連携を図りながら、夕張高校の進学実績の向上や部活動の活性化を図り、夕張高校の魅力化を推進し、夕張高校への進学率を高めてまいります。

一方、健全な子どもたちの育成は、地域経済の活性化には不可欠なものです。このため、教育の魅力化は高校にとどまるものでは決してありません。

義務教育への支援をより高め、その上になつて高校へつなぎ、継続していくことが重要です。令和2年度においては、小学校で「外国語の教科化」が図られ、大学入学共通テストでも「英語」については改革が進められています。グローバ

ル人材の育成と特色ある英語教育の実践は、夕張の子どもたちに自信と誇りの育成に直結するものです。

小中高一貫のマンツーマンオンライン英会話指導を継続し、ALTの活用も含め、身近な地域で英会話に挑戦できる機会の拡充などに努め、国際理解教育の充実を一層図ってまいります。

なお、令和2年度からプログラミング教育が必修化になることを受け、ICTを効果的に活用した「わかる授業づくり」を展開することが重要です。そのため、パソコンやタブレットの端末機器の充実を図るとともに、教員のICTを活用した指導力の向上が可能となるように教員研修等を実施してまいります。

また、近年、小中学校では特別支援学級の在籍者や通級指導を受ける児童生徒が増加しています。これらを受け、今後は学校全体で特別支援教育の専門性を高める必要性があります。

「夕張市特別支援教育推進協議会」等と連携を図るとともに、本市の支援員配置と活用を通じ、ひとり一人の教育ニーズに応じた指導や支援を推進していきます。

## 4 学校・家庭・地域・行政の連携強化

新しい学校づくりや学校を支える体制づくりのためには、地域学校協働本部事業との連携や地域の教育力の活性化が不可欠です。

また、夕張市学校運営協議会は事業開始より2年が経過しようとするなかで「一定程度の成果を残している」との教育行政点検評価委員会によるご意見があるように、今後も地域と学校をつなぐ大きな役割を有しております。

連携事業の創出や会議における闊達な意見交換を基本とする組織活性化の必要性など、同点検評価委員会から指摘のある課題も踏まえ、家庭や地域、行政と連携した取り組みについて検討してまいります。

地域における子どもたちに関する情報の提供と収集、共有や登校・下校等における交通安全の確保を図ることを目的として「生徒指導連絡協議会」を設置することを決定し、具体的且つ有効的な取り組みについて検討を進めてまいります。

## 5 社会教育、生涯学習の振興

子どもから大人まで全ての市民が学べる生涯学習の実践と潤いのある生活実現のための社会教育事業の推進は極めて重要です。

市民の大きな期待を背負いオープンした拠点複合施設「りすた」は、このような活動の拠点として有効活用されなければなりません。そのため、社会教育事業の企画運営など、市民の学びの場として積極的に提供していくことはもとより、特色あるイベント等の実施などについて、検討を重ねてまいります。

また、旧図書コーナーは本施設への移転により「りすた図書館」として新たにスタートいたしました。子どもから大人まで幅広く利用していただける環境づくりと蔵書の拡大等、施設の充実や市民から愛される図書館活用の方策について追求してまいります。

健康増進や生きがいを実感するため、運動やスポーツに親しむ機会の充実を求める声があります。このような声に応えていくため、総合型地域スポーツクラブの活動をより一層推進させていくとともに、スポーツ関連施設の維持や管理に必要な予算の確保と執行について努めてまいります。

## 4 子ども子育て支援施策の充実

地域における児童生徒の減少は深刻さを増しており、未来を担う子どもたちと子育て世帯に対する支援施策の強化は「待ったなし」の状況にあります。

現在、教育委員会内に相談窓口を設置し、子育て世帯からの様々な相談に応じるとともに、必要な情報の提供や関係機関になが役割を果たすなどの支援業務を行うておりますが、今後もこれらを強化してまいります。

また、幼稚園及び一部保育園において、乳児・幼児の一時預かり事業の実施や小学生を対象とする放課後における健全育成事業など、限られた財源と人員のなかで可能となる施策に取り組んでおります。

今後も、このような取り組みを継続しながら、様々な年齢層における子ども子育てに関する市の事業や施策等の情報をまとめた子育てガイドブック「ゆうばりっこ」の配付を行うとともに、市ホームページにも掲載するなど周知を図ってまいります。

また、拠点複合施設「りすた」は、子どもたちや子育て世帯の有効利用を目的として建設した施設でもあることから、本施設が子ども子育て支援策推進の中核的役割を果たすよう、その活用内容を含め、子育て支援策のさらなる充実について検討してまいります。

## 5 石炭博物館模擬坑道について

石炭博物館模擬坑道に係る、現在の作業状況及び今後の対応について申し上げます。

昨年4月18日未明に発生した坑道火災により、本施設は復旧の可否が見通せない状況にあります。

地域再生の象徴施設として、大規模な改修を施しリニューアルしたばかりであったがゆえに、非常に残念でなりません。

現在、坑道内の排水作業を計画どおり進めておりますが、内部の状況調査など、今後も困難な課題に直面していくことになりました。

市民のみなさまをはじめとして、各方面より「日も早い施設再開」を望む声があることは十分に承知しておりますが、市教育委員会といたしましては、適正且つ冷静な判断が下されるように、調査状況を踏まえながら慎重に検討していく必要があると認識しております。

ります。

市民のみなさまには、こうした現状について、深いご理解を頂戴いたしたく、この場をお借りいたしましてお願い申し上げます。

### むすびに

「令和」、新しい時代を迎えたなかで、その流れに沿って、今後も教育環境は日々変化していくものと推察いたします。

本市は、このような「時代の波」に乗り遅れることなく、新たな教育の推進に着実に取り組んでまいります。二方で「いま必要なことは何か」「優先しなければならぬ対応はどのようなことか」を重んじ、優先的に取り組んでいかなければならない課題がございます。

令和2年度においては、こうした課題の克服を重点的に取り組んでいく基本的な考え方に沿って教育行政執行方針を述べさせていただきます。

また、本市における行政執行体制の確保等に係る課題は、教育委員会組織においても同様でありますし、小・中学校校舎やスポーツを主とする関連施設と設備に関しても老朽化による不具合等が著しくなってきたております。

これらの課題は、予算編成時において解決が図られるようなものではないと思っております。

財政再生計画にしっかりと反映し、計画的に改善が図られるように、引き続き国や北海道と協議を重ねていかなければならない事案であると考えます。

このような厳しい環境下にあっても、本市における教育を一歩でも、二歩でも着実に発展させていくことを私の使命としながら、教育行政の舵取りをしっかりと担ってまいります。

市民のみなさま、そして市議会のみなさまには、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の教育行政執行方針とさせていただきます。



## ユるっとゆうばりスポーツクラブからのお知らせ

ユるっとゆうばりスポーツクラブは、コロナウイルス感染予防のため、4月13日まで活動を休止しており、4月14日から再開の予定です。詳細はゆうばり文化スポーツセンターまで問い合わせください。

入会継続の手続きは、4月24日までゆうばり文化スポーツセンターで受け付けます。

25日以降に入会される方からは、スポーツ安全保険の手続き手数料を、ご負担していただくこととなりますので、ご注意ください。

今年度から、年会費が下記のように一部変更になっております。

年 代	入会金(年会費 + スポーツ安全保険代)
キッズ(中学生以下)	1,100円 (300円 + 800円)
アダルト(15~64歳)	2,500円 (650円 + 1,850円)
シニア(65歳以上)	1,500円 (300円 + 1,200円)

☆4月の楽々運動教室の日程は、以下のとおりです。

### 《文スポ楽々運動教室》

と き 4月16日・23日(木) 午前9時半集合 午前10時~11時30分

と ころ ゆうばり文化スポーツセンター・サブアリーナ

内 容 中高年の方々を対象にした、簡単な脳トレと筋トレ

持ち物 飲み物、タオル、運動靴

料 金 200円

### 《りすた楽々運動教室》

と き 4月25日(土) 午前10時集合 午前10時30分~11時30分

と ころ 拠点複合施設りすた・多目的ホール

内 容 中高年の方々を対象にした、脳トレと簡単な筋トレ

持ち物 飲み物、タオル、運動靴

料 金 100円

☆4月30日は、ゆうばり文化スポーツセンターが休館日のため、剣道・ランニング・ノルディックウォーキングは開催しません。

### ●申込・問合せ先

ゆうばり文化スポーツセンター加藤・中島

☎ (0123) 56-6046

### ●主 催

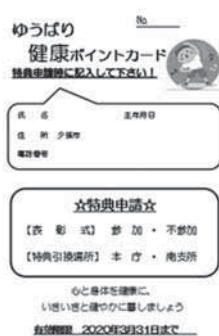
ユるっとゆうばりスポーツクラブ

# スポーツくらぶ



## ゆうばり健康ポイントカード特典申請のお知らせ

2018年4月1日～2020年3月31日まで実施の「ゆうばり健康ポイントカード」の有効期限が、令和2年3月31日までとなっています。スタンプが30ポイント以上貯まると、特典申請が受けられます。



①	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36
37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47	48
49	50	51	52	53	54
55	56	57	58	59	60

30ポイント以上貯まりましたら、ポイントカードに「氏名・生年月日・住所・電話番号、表彰式の参加の有無・特典引換場所」を必ず記入して、市民課健康保険係、または南支所(りすた内)に提出してください。

【提出期限】 令和2年4月17日(金)まで

【特典】 表彰状・副賞

【表彰式】 令和2年5月頃予定 ※表彰式ができない場合もあります。  
参加者へは日程が決まり次第、お知らせします。



## 新しい『ゆうばり健康ポイントカード』を発行します

対象者： 夕張市民

有効期限： 1年間(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

※今年度から有効期限が2年間→1年間へと変更になりました。

### ★ ポイントカードの取得方法

①令和2年4月1日より、市民課健康保険係、南支所(りすた内)、文化スポーツセンターの各窓口で配布します。夕張市民であれば、子どもから大人までどなたでも取得できます。

※発行の際、住所・氏名・生年月日・連絡先の確認をします。

②健診受診者(集団健診)には、問診票を送る際に同封します。

### ★ ポイントの取得

達成ポイント 30ポイント以上

※今年度から獲得したポイントに応じて、副賞が変わります。

健診等受診、運動・健康に関する事業参加、施設利用(文化スポーツセンター・りすた)、活動(サークルなど)ごとにポイントを取得できます。

※参加・利用時にカードを持参してください。

詳しいポイント内容は、ポイントカードを取得した際にお渡しします。

問合せ先 (ポイントカードについて)市健康保険係 ☎52-3105

## ■国保のお話 vol.21

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるよう皆さんで保険料を出し合い、助け合う制度です。

皆さんで支えている国民健康保険制度。その内容や取組について、少しずつ知っていただくことを目的として、シリーズでお知らせします。



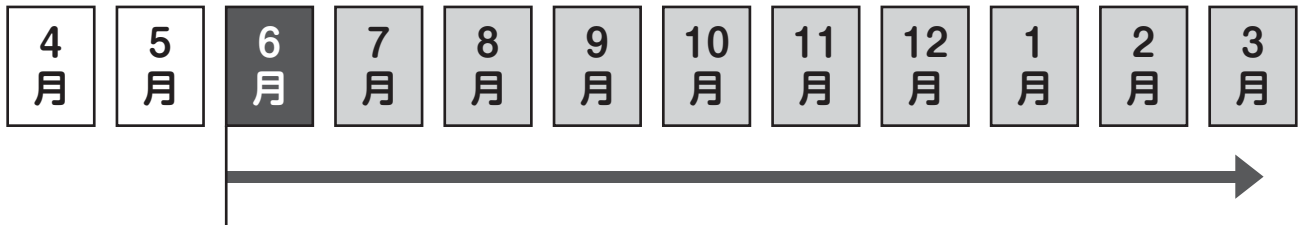
### 保険料はいつ納付するの??

保険料は国保に加入する資格が発生した月から納めることになります。

夕張市の国民健康保険料は、毎年7月に決定します。基本的に年間分の保険料を7月～2月までの8回にわけて納めます。年度の途中で国保に加入、脱退した場合には月割りで計算して、納期限までに納めます。

#### ◆年度の途中で国保に加入した場合

例) 6月に加入した場合 → 年間保険料の12分の10を納めます

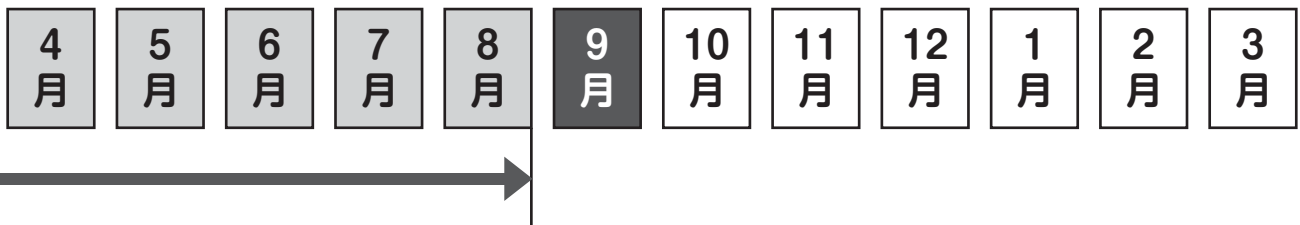


加入月から保険料が発生します。この場合、6月～3月分を7月～2月に納めます。

※加入の届出が遅れると、保険料は加入の資格を得た月までさかのぼって納めることになります。

#### ◆年度の途中で国保を脱退した場合

例) 9月に脱退した場合 → 年間保険料の12分の5を納めます



脱退した月の前月分まで納めます。

※ほかの健康保険などに加入した場合、届出が遅れると、保険料が二重払いになってしまうことがあります。

### ★ よくある質問

Q. 4月に保険料が口座から引かれていないのですがなぜですか？

A. 継続して国保に加入し、口座振替を選択している方の場合、令和2年度の保険料は、7月から引き落とされます。4月から6月の支払いはありません。

Q. 自分は職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険料の請求がきたのはなぜ？

A. ご家族に国保に加入している方はいませんか？国保の保険料は、世帯主が納めることになっています。

このため、世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、ほかの家族が国保に加入していれば、世帯主に保険料の決定通知書が送付されます。

問合せ先 (資格・給付について)市健康保険係 ☎52-3105  
(保険料について)市賦課係 ☎52-3120

## ■歳出性質別予算

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額
1 人 件 費	1,221,694	1,165,529	56,165
2 物 件 費	1,203,190	967,959	235,231
3 維 持 補 修 費	284,599	444,742	△ 160,143
4 扶 助 費	1,420,967	1,435,610	△ 14,643
5 建 設 事 業 費	1,143,878	2,015,431	△ 871,553
6 公 債 費	3,435,199	3,411,015	24,184
7 繰 出 金	832,057	850,323	△ 18,266
8 補 助 費 等	357,680	363,501	△ 5,821
9 積 立 金	232,729	230,704	2,025
10 出 資 金・貸 付 金	1,080	1,440	△ 360
11 予 備 費	10,000	10,000	0
合 計	10,143,073	10,896,254	△ 753,181

## ■歳出所要経費別予算

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額
1 経 常 事 業	2,794,125	3,010,264	△ 216,139
2 臨 時 事 業	959,633	1,642,688	△ 683,055
3 特 別 会 計 繰 出 金	739,809	655,553	84,256
4 人 件 費	1,221,694	1,129,124	92,570
5 債 務 負 担 行 為	849,534	906,678	△ 57,144
6 公 債 費	3,435,199	3,411,015	24,184
7 財 調・減 債 基 金 積 立 金	133,079	130,932	2,147
8 予 備 費	10,000	10,000	0
合 計	10,143,073	10,896,254	△ 753,181

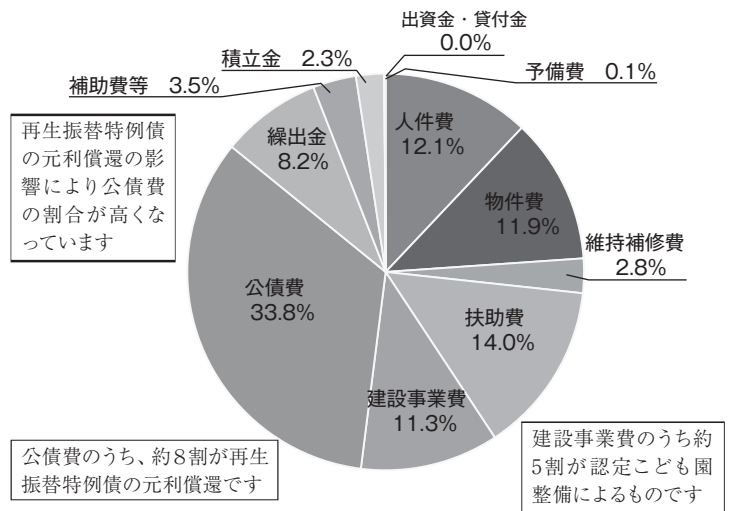
※上の表の人員費の一部は、臨時事業に含まれます。

上記の区分を

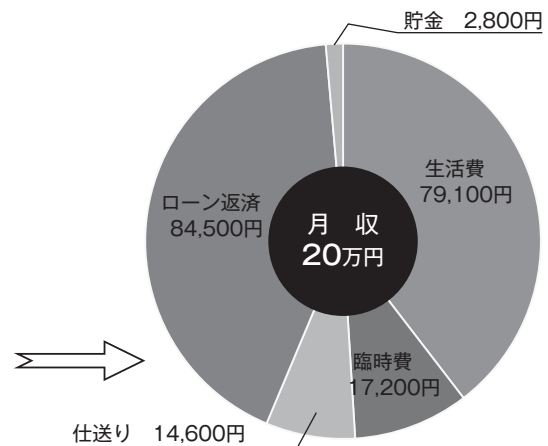
- ・「経常事業」「人員費」 → 食費・家賃・光熱水費などの生活費
- ・「臨時事業」 → 住宅修繕・冠婚葬祭などの臨時費
- ・「特別会計繰出金」 → 子どもへの仕送り
- ・「債務負担行為」「公債費」 → 住宅・車などのローン返済
- ・「基金積立金」「予備費」 → 貯金

として単純に置換えて表したのが右の円グラフです

## 〈令和2年度構成比率〉



## 〈令和2年度予算を家計に例えて見ると…〉



## ■財政再生計画との比較

〈6億1,150万7千円増額の計画変更について、3月3日の議決を経て3月10日に総務大臣の同意を得ました〉

### 〔歳入〕

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和2年度計画	増減額
1 地 方 税	893,230	772,530	120,700
2 地 方 譲 与 税	46,569	57,416	△ 10,847
3 地 方 交 付 税	4,820,518	5,180,258	△ 359,740
普通交付税	3,288,716	3,648,456	△ 359,740
特別交付税	1,531,802	1,531,802	0
4 国 道 支 出 金	1,542,608	1,705,785	△ 163,177
国庫支出金	1,048,963	1,160,957	△ 111,994
道 支 出 金	493,645	544,828	△ 51,183
5 繰 入 金	858,453	289,132	569,321
6 地 方 債	1,069,075	1,762,700	△ 693,625
7 そ の 他	912,620	986,759	△ 74,139
地方消費税交付金	147,179	200,183	△ 53,004
分担金負担金	37,681	35,477	2,204
使用料手数料	500,516	506,381	△ 5,865
財 産 収 入	62,382	68,818	△ 6,436
諸 収 入 ほか	164,862	175,900	△ 11,038
合 計	10,143,073	10,754,580	△ 611,507

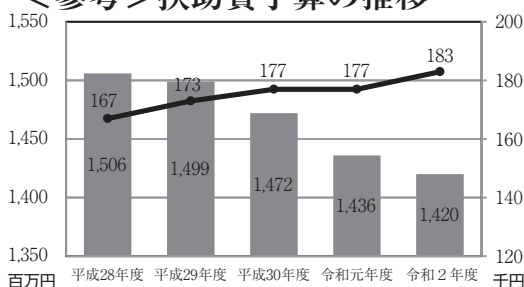
### 〔歳出〕

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和2年度計画	増減額
1 人 件 費	1,221,694	1,117,750	103,944
2 物 件 費	1,203,190	797,817	405,373
3 維 持 補 修 費	284,599	401,759	△ 117,160
4 扶 助 費	1,420,967	1,564,849	△ 143,882
5 建 設 事 業 費	1,143,878	2,022,084	△ 878,206
普通建設補助	395,161	618,672	△ 223,511
普通建設単独	748,717	1,403,412	△ 654,695
災害復旧補助	0	0	0
災害復旧単独	0	0	0
6 公 債 費	3,435,199	3,474,097	△ 38,898
起債元利償還金	876,749	915,647	△ 38,898
再生振替特例債	2,558,450	2,558,450	0
7 繰 出 金	832,057	874,665	△ 42,608
8 そ の 他	601,489	501,559	99,930
補 助 費 等	357,680	256,273	101,407
積 立 金	232,729	232,406	323
出 資 金・貸 付 金	1,080	2,880	△ 1,800
予 備 費	10,000	10,000	0
合 計	10,143,073	10,754,580	△ 611,507

※「令和2年度計画」額とは、令和元年度12月計画変更後のもの

## 〈参考〉扶助費予算の推移



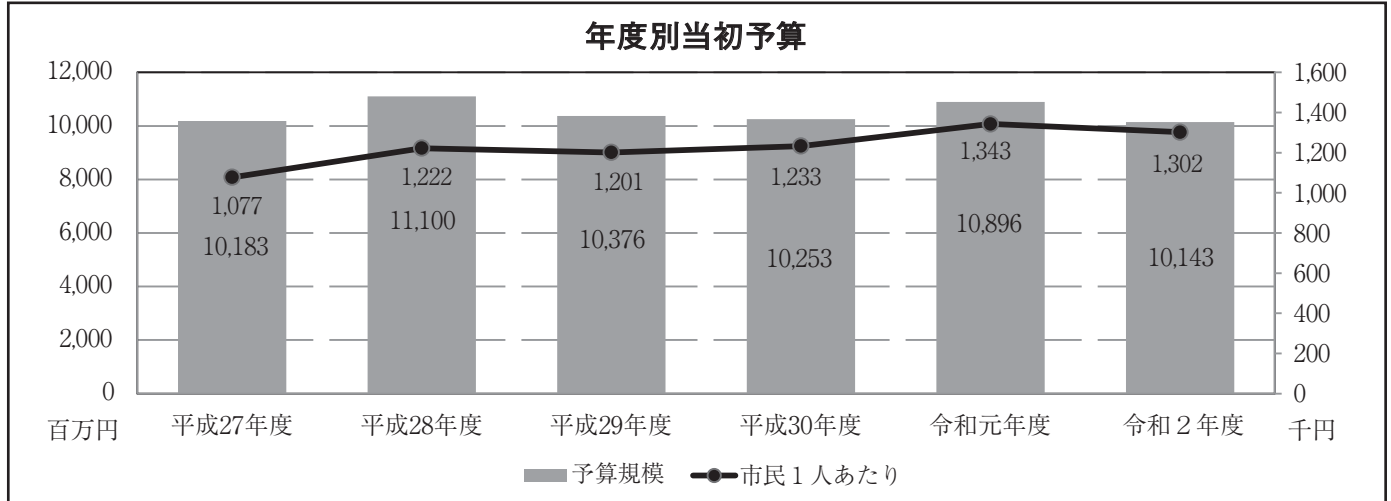
国・地方とも社会保障費の伸びが財政を圧迫しているといわれています。社会保障は、年金・医療・介護・生活保護など多岐にわたる分野で私たちの生活を支えています。そのようななか、一般会計に占める扶助費予算(生活保護・障害者福祉・児童福祉など)について表したのが左図です。人口減少と少子高齢化が進むなか、市民1人あたりの扶助費予算額は増加の傾向にあります。

## 令和2年度夕張市当初予算

### ■一般会計予算 101億4,307万3千円

令和2年度当初予算が3月18日定例市議会で議決されました。本予算は、3月10日に総務大臣の同意を得た財政再生計画に基づき編成しました。その概要についてお知らせします。

- 令和2年度予算は、財政再生計画の実質11年目で財政再建計画からは通算実質14年目となります。
- 一般会計当初予算規模は、101億4,307万3千円で、前年度比7億5,318万1千円、6.9%の減となりました。
- 新規事業の追加については、住民生活の安全安心のため、必要性・緊急性の高い事業を計上しました。



※市民1人あたりの予算額は各年2月末住民基本台帳人口で割ったもの(住民基本台帳法の改正により外国人住民を含む)

### ■歳入歳出款別予算

#### 【歳入】

(単位：千円)

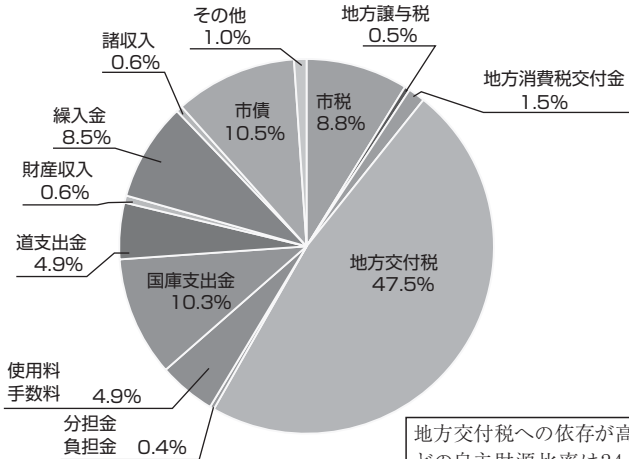
区分	令和2年度	令和元年度	増減額
1 市 税	893,230	885,682	7,548
2 地方譲与税	46,569	45,458	1,111
3 地方消費税交付金	147,179	128,628	18,551
4 地方交付税	4,820,518	4,705,661	114,857
5 分担金負担金	37,681	42,152	△ 4,471
6 使用料手数料	500,516	509,007	△ 8,491
7 国庫支出金	1,048,963	1,323,500	△ 274,537
8 道 支出金	493,645	534,178	△ 40,533
9 財 産 入 入	62,382	64,137	△ 1,755
10 繰 入 金	858,453	774,731	83,722
11 諸 収 入	55,884	57,230	△ 1,346
12 市 債	1,069,075	1,192,199	△ 123,124
13 その他	108,978	633,691	△ 524,713
合 計	10,143,073	10,896,254	△ 753,181
財 自 主 財 源	2,507,148	2,956,545	△ 449,397
源 依 存 財 源	7,635,925	7,939,709	△ 303,784

#### 【歳出】

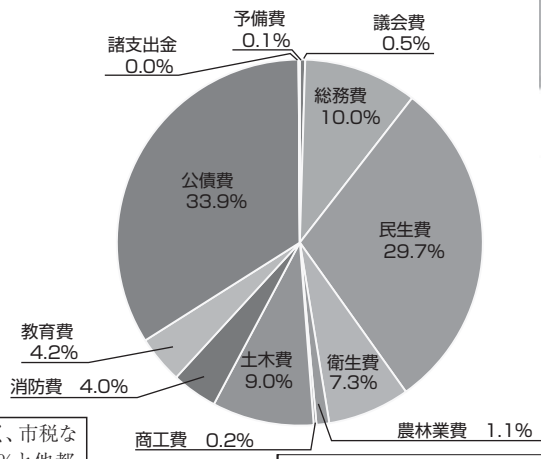
(単位：千円)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額
1 議 会 費	47,696	48,653	△ 957
2 総 務 費	1,018,377	2,115,886	△ 1,097,509
3 民 生 費	3,007,664	2,524,281	483,383
4 衛 生 費	736,729	679,395	57,334
5 農 林 業 費	113,748	154,023	△ 40,275
6 商 工 費	24,834	22,495	2,339
7 土 木 費	911,518	1,266,259	△ 354,741
8 消 防 費	409,303	363,945	45,358
9 教 育 費	426,596	298,893	127,703
10 公 債 費	3,435,199	3,411,015	24,184
11 諸 支 出 金	1,409	1,409	0
12 予 備 費	10,000	10,000	0
合 計	10,143,073	10,896,254	△ 753,181
財 一 般 財 源	6,632,219	6,410,299	221,920
源 特 定 財 源	3,510,854	4,485,955	△ 975,101

#### 令和2年度歳入構成比率



#### 令和2年度歳出構成比率



地方交付税への依存が高く、市税などの自主財源比率は24.7%と他都市に比べ非常に低くなっています

再生振替特例債の元利償還金の影響により公債費の割合が高くなっています

区分・事業名	事業概要	事業費	科目名
<b>③ 新たに実施する事業</b>			
市営住宅指定管理業務委託	市民への利便性の向上を目的として、市営住宅指定管理業務委託を行うもの	9,892万4千円	土木費
中学校校舎維持補修(バックネット設置)	老朽化した中学校のバックネットの設置を行うもの	1,096万7千円	教育費
拠点複合施設管理	「りすた」の管理運営を行うもの	3,165万6千円	民生費
市民研修センター及び保健福祉センター閉鎖工事	「りすた」の開設に伴い、両施設の閉鎖工事を行うもの	465万3千円	民生費 衛生費
児童生徒情報化促進(タブレット)	基礎学力の向上を目指し、タブレットを購入するもの	999万5千円	教育費
採炭救国坑夫の像維持補修	老朽化した「採炭救国坑夫の像」の維持補修を行うもの	381万3千円	教育費
石炭博物館管理(模擬坑道内排水業務委託・施行管理)	石炭博物館模擬坑道内の排水業務を行うもの	4,764万5千円	教育費
高規格救急車購入	高規格救急車の更新を行うもの	3,113万3千円	消防費

<参考> 将来負担等の状況 ～水道事業会計を除く全会計ベース

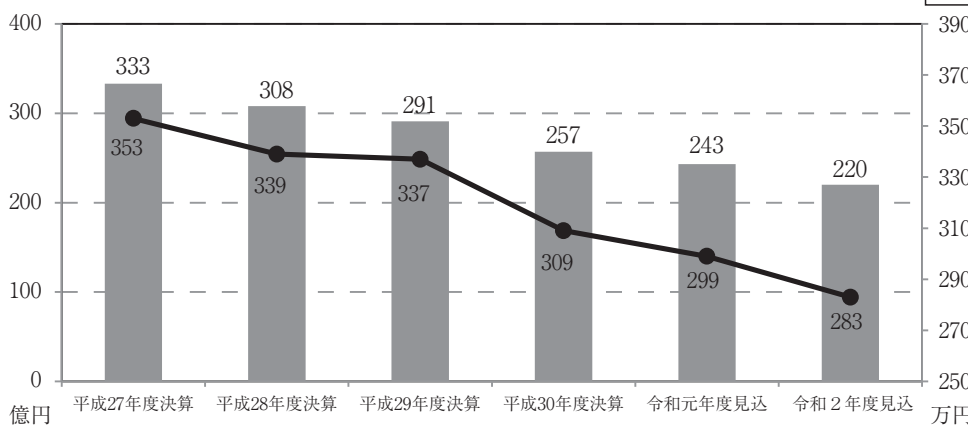
(単位：千円)

区分	実質収支 (会計の赤字黒字)	市債元金残高 (長期借入金)	債務負担残高 (物品等のローン)	基金残高 (貯金)	合計残高
平成27年度決算	880,886	△ 37,956,901	△ 855,063	4,586,766	△ 33,344,312
平成28年度決算	1,014,703	△ 36,116,423	△ 322,154	4,599,673	△ 30,824,201
平成29年度決算	329,603	△ 34,196,648	△ 1,174,378	5,898,709	△ 29,142,714
平成30年度決算	235,481	△ 32,083,111	△ 1,045,833	7,201,514	△ 25,691,949
令和元年度見込	0	△ 30,043,997	△ 1,141,765	6,901,255	△ 24,284,507
令和2年度見込	0	△ 27,913,814	△ 333,028	6,236,001	△ 22,010,841

○人口データ

(単位：人)

区分	14歳以下	15~64歳	65歳以上	合計
平成27年2月末	544 5.8%	4,419 46.7%	4,494 47.5%	9,457
平成28年2月末	508 5.6%	4,157 45.8%	4,417 48.6%	9,082 ▲ 375
平成29年2月末	474 5.5%	3,852 44.6%	4,315 49.9%	8,641 ▲ 441
平成30年2月末	454 5.4%	3,656 44.0%	4,206 50.6%	8,316 ▲ 325
令和元年2月末	456 5.6%	3,536 43.6%	4,119 50.8%	8,111 ▲ 205
令和2年2月末	436 5.5%	3,369 43.3%	3,983 51.1%	7,788 ▲ 323



人口減少が続く中でも、1人あたりの負担は着実に減りつつあります。(各年2月末人口で除した額)

問合せ先 市財政係

☎52-3122

ybrzai@city.yubari.lg.jp

## 令和2年度に実施する主な事業

＜平成28年度に抜本的に見直した財政再生計画に基づき、市民生活や財政再生計画終了後を見据えた地域の再生の取り組みのために真に必要な事業を計上しました。＞

区分・事業名	事業概要	事業費	科目名
<b>① 財政再生計画搭載または前年度からの継続事業（ハード事業）</b>			
橋梁長寿命化計画事業 (橋梁点検・補修)	市の長寿命化計画に基づき、橋梁の設計、点検および補修を行うもの	9,632万1千円	土木費
公園施設長寿命化計画事業 (公園点検・補修)	石炭の歴史村公園と滝の上公園の補修工事を行うもの	5,800万円	土木費
市立診療所改築	令和元年度に実施した基本設計を基に、詳細な実施設計を行うもの	6,175万5千円	衛生費
認定こども園整備	ユーバロ幼稚園と保育協会が運営する清陵保育園を統合し、認定こども園を新設するもの	6億1,146万1千円	民生費
老朽住宅除却工事	老朽化した市営住宅の除却を行うもの	9,980万円	土木費
<b>② 財政再生計画搭載または前年度からの継続事業（ソフト事業）</b>			
ふるさと納税特産品 送付委託	寄付者に対する返礼品の送付を行うもの	9,858万8千円	総務費
小中高連携事業	小中高で一貫した英語教育を推進するためのオンライン英会話教育を行うもの	658万円	教育費
夕張高校魅力化事業	夕張高校魅力化のため、公設塾の運営や資格取得支援、海外短期留学補助などを行うもの	1,483万2千円	総務費
スクールバス運行委託	幼稚園児を含む安心・安全な足の確保を目的としたスクールバス運営を行うもの	4,770万9千円	教育費

# 夕張市財政再生計画の変更

(令和元年度第5次及び令和2年度第1次)

総務大臣あてに協議を行った「夕張市財政再生計画の変更(令和元年度第5次及び令和2年度第1次(3月))」について、総務大臣から同意が得られました。

今回の計画変更による財政再生計画期間の変更はありません。

## 《財政再生計画の変更内容》

### 令和元年度第5次の計画変更

#### 〔一般会計〕

#### ◆歳入

総額 261,385千円

幼児教育無償化に伴う保育料減取分、有害鳥獣駆除(エゾシカ緊急対策事業)、林道旭線の橋梁維持補修工事に対して見込まれる国道支出金の増、及びコンパクトシティ推進事業に係る国庫支出金の減

計画変更額 △10,839千円

幼児教育無償化に伴う地方負担分経費に係る子ども子育て支援臨時交付金の増

計画変更額 2,843千円

幼児教育無償化に伴う、保育

児童福祉費負担金(現年度分)に係る無償化分の減

計画変更額 △3,108千円

幼児教育無償化に伴う、幼稚園保育料収入の減

計画変更額 △833千円

夕張まちづくり寄附条例に基づく寄附金収入について、本年度中に採納が見込まれる寄附金の増

計画変更額 278,112千円

拠点複合施設整備等に対する企業版ふるさと納税の減

計画変更額 △12,800千円

本市の文化振興に対する寄附に係る寄附金の増

計画変更額 500千円

各事業額の減による財政調整基金からの繰入金金の減

計画変更額 △162,629千円

幸福の黄色いハンカチ基金を活用するため繰入金金の増、及び地方債への財源振替及び石炭博物館模擬坑道排水委託に係る前払金

計画変更額 14,200千円

平成31年度税制改正により、

#### 分の繰入減

計画変更額 △40,473千円

本年度より創設された森林環境譲与税に係る、森林整備事業等に活用するため夕張市森林環境譲与税基金からの繰入金金の増

計画変更額 1,395千円

消防団員の退職者が当初見込みを上回ることから、消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職報償金受入金の増

計画変更額 1,247千円

昨年4月に発生した石炭博物館模擬坑道火災に係る、保険金収入の増

計画変更額 133,850千円

認定こども園整備に係る地方債の増

計画変更額 16,000千円

拠点複合施設整備に係る企業版ふるさと納税の寄附があったことから、地方債の減

計画変更額 △3,200千円

過疎対策事業債(ソフト事業分)の追加発行額分の増、及び一部の事業における既充分の減

計画変更額 46,700千円

林道橋梁整備について、地方債の増

計画変更額 14,200千円

平成31年度税制改正により、

自動車取得税に代わり自動車税環境性能割が新たに導入されたことに伴う交付金の増

計画変更額 420千円

#### ◆歳出

総額 261,385千円

本年度の普通退職者について、退職手当支給条例に基づき退職手当を支給するための経費の増

計画変更額 35,263千円

本市の文化振興に対する寄附があったことから、夕張市子ども文化振興基金に積立てるための経費の増(寄附金を充当)

計画変更額 500千円

本年度より新たに創設された森林環境譲与税について、夕張市森林環境譲与税基金に積立てるための経費の増

計画変更額 2,457千円

ふるさと納税を通じた寄附金が見込額を上回ることから、幸福の黄色いハンカチ基金に積立てるための経費の増(寄附金を充当)

計画変更額 278,112千円

ズリ山管理について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

企画一般業務について、幸福の黄色いハンカチ基金から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

当初見込額以上のふるさと納税による寄附金が寄せられたため、返礼品送付委託料が増加したことから、所要の経費の増(幸福の黄色いハンカチ基金)からの繰入金金を充当

計画変更額 6,643千円

拠点複合施設に係る市道の改良工事について、社会資本整備総合交付金が減額となったことによる事業費の減(国庫支出金の充当を減額)

計画変更額 △27,038千円

拠点複合施設整備について、企業版ふるさと納税を通じた寄附の申し出があったことから、地方債から寄附金へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

介護保険事業会計予算における、介護給付費等の減、及び特別対策事業費繰入の増に対応するため、介護保険事業会計繰出金の減

計画変更額 △21,809千円

社会福祉協議会事業費補助について、地方債から一般財源へ財源



振替

計画変更額 0千円  
(財源振替のみ)

結婚新生活支援事業について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

じん臓機能障害者通院移送支援事業について、本年度の執行見込等を勘案し、地方債から一般財源へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

シルバー専用住宅管理について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

高齢者公共交通利用負担軽減について、本年度の執行見込等を勘案し、地方債から一般財源へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

緊急通報システム運用について、幸福の黄色いハンカチ基金から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

高齢者就業機会確保について、本年度の執行見込等を勘案し、地方債から一般財源へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

交通問題対策について、幸福の黄色いハンカチ基金から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

保育協会運営費補助について、本年度の執行見込等を勘案し、地方債から一般財源へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

保育入所児童扶助について、国道支出金収入が見込まれるため、負担金収入及び一般財源から国道支出金へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

認定こども園整備について、寄附金から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

下水道事業会計予算における、本年度の償還分に係る差額分の繰出を行う経費の増

計画変更額 147千円

(財源振替のみ)

休日夜間救急医療体制補助について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

初期救急確保対策について、幸福の黄色いハンカチ基金及び一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

有害鳥獣駆除(エンジンカ緊急対策事業)について、一般財源から道支出金へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

共同浴場管理について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

市立診療所負担金について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

農業振興対策連携事業について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

林道旭線の橋梁維持補修工事に係る入札が不調となったことから、設計変更による経費の増(道支出金及び地方債を充当)及び一部経費を一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 1,160千円

(財源振替のみ)

市営住宅再編事業について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

本年度の消防団員の退職者が当初見込みを上回ることから、夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例に基づき、退職報償金を支給するための経費の増(受入金を充当)

計画変更額 1,247千円

(財源振替のみ)

スクールバス運営について、幸福の黄色いハンカチ基金から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

児童生徒通学安全対策事業について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

幼稚園人件費について、幼児教育無償化に伴い減収となる幼稚園保育料から一般財源へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

石炭博物館管理について、幸福の黄色いハンカチ基金から地方債及び一般財源へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

昨年4月に発生した石炭博物館模擬坑道火災の影響により、経

常外費用の支出があったこと等を勘案し、指定管理者に対する必要最低限の運営に係る経費を委託料に追加するための増

計画変更額 3,611千円

(財源振替のみ)

令和元年12月に計画変更を行った石炭博物館模擬坑道排水業務について、前金払が不用となったことによる減(「幸福の黄色いハンカチ基金」からの繰入金を減額)

計画変更額 △19,059千円

(財源振替のみ)

体育施設管理について、一般財源から地方債へ財源振替

計画変更額 0千円

(財源振替のみ)

平成30年度未熟児養育医療費等国庫負担金に係る事業費の確定に伴い発生した、過年度過誤納還付金の増

計画変更額 151千円

## 令和2年度第1次の計画変更

令和2年度の計画変更

【一般会計】

◆歳入

総額 △611,507千円

令和元年度決算見込の状況等

に基づき算定した地方税の増

計画変更額 1,200,700千円

令和元年度決算見込の状況や令和2年度地方財政計画を参考に算定した地方譲与税の減

計画変更額 △10,847千円

普通交付税から臨時財政対策債分を除いたことによる地方交付税の減

計画変更額 △359,740千円

社会資本整備総合交付金及び障害者自立支援給付費負担金等の国庫支出金の減

計画変更額 △111,994千円

障害者自立支援給付費負担金及び保険基盤安定等負担金等の道支出金の減

計画変更額 △51,183千円

各種事業実施のため、「財政調整基金」、「幸福の黄色いハンカチ基金」及び「石勝線代替輸送確保基金」など各基金からの繰入金金の増

計画変更額 569,321千円

過疎対策事業債(ハード分)など地方債の減

計画変更額 △693,625千円

その他、地方消費税交付金や賃貸住宅使用料の減など

計画変更額 △74,139千円

## ◆歳出

総額 △611,507千円

会計年度任用職員制度の導入及び地域おこし協力隊の雇用など人件費の増

計画変更額 103,944千円

市営住宅管理業務委託料、石炭博物館模擬坑道内排水委託料、及び小・中学校の情報化促進に係るタブレット、パソコン購入経費など物件費の増

計画変更額 405,373千円

市営住宅修繕経費及び浄化槽保守委託料など維持補修費の減

計画変更額 △117,160千円

障害者自立支援事業における障害福祉サービス給付費及び養護老人ホーム入所者扶助費など扶助費の減

計画変更額 △143,882千円

認定こども園建設工事費の増、市立診療所建設工事の実施事業年度変更による経費、及び市営住宅改善事業費など建設事業費の減

計画変更額 △878,206千円

平成30年度及び令和元年度借入の地方債利子償還額の減

計画変更額 △38,898千円

後期高齢者医療給付費負担金や公共下水道事業会計への繰出

## 金の減

計画変更額 △42,608千円

その他、高料金対策に係る水道事業会計補助及び夕張支線代替輸送運営費補助、高校生チャレンジ補助等補助費の増など

計画変更額 99,930千円

## 令和元年度補正予算の内容

### ◆令和元年度予算の補正を行った会計と補正予算額

令和2年3月に総務大臣の同意が得られた「夕張市財政再生計画の変更」に基づき、下表のとおり一般会計の予算の補正を行うとともに、特別会計について予算の補正を行いました。  
他の特別会計の主な補正の内容をお知らせします。

#### 【国民健康保険事業会計】

事業費の確定に伴う、特定健康診査等道費負担金に係る過年度還付金の増(368千円)

#### 【公共下水道事業会計】

平成30年度資本費平準化債に係る、本年度償還分に生じた差額を一般会計から繰入れる経費の増

(147千円)

#### 【介護保険事業会計】

介護サービス等諸費の減(△91,545千円)、介護予防サービス等諸費の減(△4,632千円)、及び特定入所者介護サービス等費の減(△6,994千円)

介護サービス利用者増による高額サービス費の増(3,976千円)、及び介護保険施設利用者負担軽減費の増(446千円)

#### 【水道事業会計】

収益的事業と資本的事業の実行見込額による増

問合せ先 市財政係

☎52-3122



[単位:千円]

会計名	補正前の予算額	3月の補正予算額	補正後予算額
一般会計	11,264,474	261,385	11,525,859
国民健康保険事業会計	1,353,828	368	1,354,196
下水道事業会計	243,818	147	243,965
介護保険事業会計	1,767,645	△98,749	1,668,896

※他に、水道事業会計における収益的支出の増(7,510千円)及び資本的支出の減(△1,736千円)

## 令和2年度

# 『住宅取得等補助金』の制度について



■夕張市では、子育て世帯への応援、転入や定住促進、空き家の有効活用、居住環境の向上を目的とした補助金制度をつくり、皆さんを応援しています!!

- ①新築住宅取得費補助金      ②中古住宅取得費補助金  
③リフォーム工事費補助金      ④老朽建築物等除却費補助金

- ◆**申込期間** ①、②、③については、令和2年4月6日(月)から令和2年4月30日(木)まで  
※申込が予算額を超えた場合には、抽選により決定します。  
申込期間が終了した時点で、予算額を超えていない場合には随時申込とし、予算額に達した時点で締切とします。  
④については、令和2年4月6日(月)から令和2年12月25日(金)まで  
※随時申込とし、予算額に達した時点で締切とします。
- ◆**取得・工事期限** 令和3年2月26日(金)までとする。

### 《補助金概要》

制度名	①新築住宅取得費補助金	②中古住宅取得費補助金	③リフォーム工事費補助金	④老朽建築物等除却費補助金
補助対象者	1 補助金の交付を受けてから、5年以上継続して本市に住まわれる方 2 市税などを滞納していない	1 補助金の交付を受けてから、5年以上継続して本市に住まわれる方 2 市税などを滞納していない	1 補助金の交付を受けてから、5年以上継続して本市に住まわれる方 2 市税などを滞納していない 3 所得制限以下であること	1 市税などを滞納していない 2 所得制限以下であること
補助条件	1 「北海道長期優良住宅建築等計画」における断熱性能に適合すること 2 地域要件の範囲内(社光～平和、清水沢、沼ノ沢、紅葉山地区の用途地域内)	1 地域要件の範囲内(社光～平和、清水沢、沼ノ沢、紅葉山地区の用途地域内) 2 中古住宅の取得額(税抜)が100万円以上であること	1 次のリフォーム工事 ・バリアフリー工事 ・省エネ工事 ・耐久性向上工事 2 リフォーム工事費(税抜)が50万円以上であること	1 除却工事費(税抜)が30万円以上であること 2 市内業者と工事請負契約を締結し、除却工事を行わせること
補助額	1 市民が新築または購入 100万円/戸 2 転入者が新築または購入 150万円/戸 3 子供が1人 40万円/戸 加算 4 子供が2人以上 80万円/戸 加算 5 市内業者による施工 20万円/戸 加算	1 市民が中古住宅を購入 取得額の25%で 限度額が50万円/戸 2 転入者が中古住宅を購入 取得額の30%で 限度額が75万円/戸 3 子供がいる(人数に関係なく) 25万円/戸 加算	1 市内業者によるリフォーム 工事費の20%で 限度額が50万円/戸 2 市外業者によるリフォーム 工事費の10%で 限度額が30万円/戸 	1 市内業者による除却工事のみ 除却工事の30%で 限度額が20万円/戸 
備考	<p>■ 転入者とは 補助金申請年度の3年度前における4月1日以降に夕張市に転入し、転入の日前1年間において、夕張市に住所を有していなかった市民をいう。</p> <p>■ 市内業者とは 夕張市内に事業所、営業所を持つ法人および市内で営業する個人事業者で、建設業法第2条第3項の建設業者および同法第3条第1項ただし書きの軽微な建設工事のみを請け負うことを営業する者をいう。</p> <p>■ 市税を滞納していない者とは 申請者およびその者と同一世帯を構成する者が市税など(市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金および下水道料金、市営住宅使用料)を滞納していないこと。</p> <p>■ 所得制限とは ※③ リフォーム工事費および④ 除却費補助の場合のみ 申請者世帯の前年における総所得が、毎年度4月1日時点において、厚生労働省が公表する全世帯を対象とする直近の1世帯当たり平均所得額以下であること。 ※令和2年度551.6万円</p> <p>■ 子供とは 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>			

### 《申請・問合せ先》

- 夕張市役所建設課建築住宅係  
連絡先 (0123) 52-3119 E-メール ybrken@city.yubari.lg.jp
- 夕張市ホームページ  
くらしの情報>住まい・生活>住宅>補助金  
<https://www.city.yubari.lg.jp/smph/kurashi/sumaiseikatsu/jyutakuhojyo/hojyokin.html>



## 拠点複合施設「りすた」の利用に関するお知らせ

### ◆「りすた」の開館および閉館時間

◇開館時間 午前 6 時 30 分 ◇閉館時間 午後 9 時 00 分

●南支所の各種申請手続きについて

・受付時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

問合せ先 りすた（南支所） ☎59-6111

### ◆施設利用申込方法

・拠点複合施設「りすた」の使用申請手続きは教育委員会窓口で行います。

・申請書は受付窓口で配布しています。使用日の5日前までに提出してください。

受付窓口（教育委員会内） 平日 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

問合せ先 りすた（受付窓口） ☎57-7583

### ◆教育委員会・利用受付・りすた図書館の拠点複合施設「りすた」の電話番号について

【教育委員会事務局】

◆教育係 ☎57-7581 ◆子ども・子育て支援係 ☎57-7582

◆FAX：(0123) 57-7710（教育係、子ども・子育て支援係共通）

◆りすた利用予約・りすた図書館 ☎57-7583

※夜間、土・日曜日、休日などの施設についての問合せ先 りすた（南支所）☎59-6111

地域支援センター「ライフネットゆうばり」による生活相談会を開催します。

相談無料・予約不要

- ・時間：午後1時半～午後4時
- ・場所：拠点複合施設「りすた」
- ・日程：毎月第2木曜（日程は下記をご覧ください。）

相談会の日程

5月7日 6月11日 7月9日 8月13日 9月10日 10月8日 11月12日 12月10日 1月7日 2月12日 3月11日

【ご予約・お問合せ】

- ☎ 0120-050-750（地域支援センターライフネットゆうばり）
- ☎ 52-3177（生活保護係）

相談会開催日以外でも相談はお受けしています。お気軽にお電話ください。

代表的なご相談と支援の流れ



- ① 電話受付…生活に困りごとや不安を抱えている方、外に出られないでいる方、困っているご本人、ご家族、地域の方々から電話をお受けします。
- ② 面談…自宅やお近くの公共施設に訪問し、相談をお受けします。
- ③ 解決の糸口を 支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か、ご本人と一緒に一緒に見つけます…考え、今後の計画を作成します。

具体的な支援の例

- 複数の課題をサポート  
複数の課題があっても、丁寧に聞き、整理します。
- 就職活動をサポート  
ハローワークへの同行、職場探しを手伝います。
- 住居確保給付金申請のサポート  
失業中で家賃を払えない方を対象とした給付金。詳細は生活保護係へ

児童手当などの  
受付窓口の変更について

令和2年3月から教育委員会が拠点複合施設「りすた」へ移転したことに伴い、教育委員会教育課子ども子育て支援係が所管する児童手当等の申請相談などについては、同施設で手続きなどが必要となります。

児童手当、児童扶養手当、学童クラブの申請に限り、市役所本庁舎2階の生活福祉課生活福祉係でも受付を行っています。

拠点複合施設「りすた」での受付窓口

教育委員会教育課子ども子育て支援係

住所

夕張市南清水沢4丁目48番地12  
拠点複合施設「りすた」

☎57-7582

受付時間 午前8時45分から午後5時30分

休日 土・日曜日・祝日、年末年始(12月31日から1月5日)

市役所本庁舎での受付窓口

※児童手当、児童扶養手当、学童クラブの申請書類などの受付のみ。

受付窓口

生活福祉課生活福祉係

住所 夕張市本町4丁目2番地

☎52-1059

受付時間 午前8時45分から午後5時30分

休日 土・日曜日・祝日、年末年始(12月31日から1月5日)

問合せ先

市子ども子育て支援係

☎57-7582

教育委員会からの  
お知らせ

◆実践英会話教室受講者募集

市民を対象とした、初級レベルの実践英会話教室の受講者を募集します。

とき 4月23日～7月16日

(概ね毎週木曜日/全10回)

いずれも 午後6時30分～7時30分

ところ 夕張市拠点複合施設「りすた」

講師 ジュリアナ・ネルソン

(本市ALT)

受講料 無料

定員 15名

申込期限 4月17日

申込・問合せ先 市教育係

☎57-7581

◆石炭博物館の営業について

開館期間 4月25日～11月8日

※11月9日～冬季休館

休館日 毎週火曜日

※4月28日・5月5日・8月11日・9月22日・11月3日の5日については

休まず営業

開館時間 午前10時～午後5時  
(入場は30分前まで)

※10月以降は午後4時閉館

入館料 大人(中学生以上) 720円

子供(小学生) 440円

※夕張市民は当面は無料

問合せ先 石炭博物館

☎52-5500

◆文化スポーツセンターの開館日  
および休館日について

文化スポーツセンターは、ゴールデンウィーク中(5月2日～5月6日)は全て開館します。

それに伴い、5月の休館日は次のとおりとなります。

5月7日、5月8日、5月11日、5月13日、5月18日、5月25日

問合せ先 文化スポーツセンター

☎56-6046

離婚時の年金分割制度の  
お知らせ

離婚した場合、二人の婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額を二人で分割できます。離婚後2年以内に手続する必要がありますので、お早めに、岩見沢年金事務所(最寄りの年金事務所)までご相談下さい。

問合せ先 岩見沢年金事務所  
☎0126-22-5804

国民年金保険料  
お得な割引

4月からの保険料は、月額16,540円です。国民年金保険料の支払い、口座振替や一定期間まとめて納付(前納)することで割引になります。

新たに口座振替を希望する方は、引き落とし先の通帳と印鑑を持って、年金事務所、金融機関、市民係のいずれかで手続きしてください。

申込・問合せ先

岩見沢年金事務所

☎0126-22-5804

☎52-3104

納付方法	1年度分の保険料	割引額
毎月 (当月末口座振替)	197,880円(16,490円×12回)	600円
毎月 (現金・翌月末口座振替)	198,480円(16,540円×12回)	割引なし
6カ月前納 (口座振替)	196,220円(98,110円×2回)	2,260円
6カ月前納 (現金)	196,860円(98,430円×2回)	1,620円
1年前納 (口座振替)	194,320円	4,160円
1年前納 (現金)	194,960円	3,520円

出生・死亡・死産・婚姻・  
離婚の届出をされる方へ

令和2年度は国勢調査の年であることから、届出をされる方には職業の記入についてご協力をお願いいたします。

●調査期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

●調査対象者

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方

●調査方法

各届書に職業を記入

記入例

職業	内容
専門・技術職	教師・看護師など
事務員	一般事務員・営業、販売事務従事者など
販売職	小売店主・販売店員など
サービス業	美容師・調理師・飲食店主など

また死亡届には、農業・建設業・不動産業などといった産業も併せて記入願います。

問合せ先 市市民係  
☎52-3104

高齢者肺炎球菌ワクチン  
定期接種のお知らせ

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種について、令和2年度は次のとおり実施します。

◆対象者

過去に1度も高齢者肺炎球菌(23価肺炎球菌)ワクチン接種を受けたことがなく、次の(1)の表または(2)に該当する市民の方

※(1)の方には個別に通知をします。  
(1) す。

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生
70歳となる方	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
75歳となる方	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
80歳となる方	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
85歳となる方	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
90歳となる方	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
95歳となる方	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
100歳となる方	大正9年4月2日生～大正10年4月1日生

(2)接種日において60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方とヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方。(身体障害者手帳1級相当)

実施期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

実施医療機関

- ①中條医院 ②南清水沢診療所
  - ③築詰医院 ④夕張市立診療所
- 接種費用 実施医療機関に確認してください。

助成額 接種費用の半額。

※上限は3,000円

(生活保護受給者の方は接種費用を全額助成)

自己負担額

・接種費用が6,000円以下の場合半額

・接種費用が6,000円を超える場合は、その費用から3,000円を引いた額

・生活保護受給者の方は自己負担なし

接種回数 1回

その他

・必ず過去の接種歴を確認してください。

・接種する前に実施医療機関に

予約してください。

・年齢確認のため、実施医療機関に健康保健証を提示してください。

・生活保護受給者の方は生活保護受給証明書を実施医療機関に提出してください。

・対象者の(2)に該当する方は、身体障害者手帳を実施医療機関に提示してください。

・市外の病院(施設)に入院(入所)している方が接種する場合は申請が必要となりますので、事前に問合せください。

問合せ先 市保健係

☎52-3106

ひろの

健康相談の実施

こころの健康問題を抱える人や家族などに対して、精神科医師による相談を実施します。精神疾患の早期発見、早期治療、精神保健福祉サービスに繋がるよう支援し、解決を図ります。

とき・ところ

◆岩見沢保健所(岩見沢市8条西5丁目 空知総合振興局内)

令和2年

4月16日 午後1時～3時

6月18日 午後1時～3時

8月20日 午後1時～3時

10月15日 午後1時～3時

12月17日 午後1時～3時

令和3年

2月18日 午後1時～3時

内容 精神科医師との面接相談

※予約制(前日の正午まで)、申し込み多数の場合は、別日で調整する場合があります。

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています。

申込・問合せ先 岩見沢保健所 健康推進課健康支援係

☎0126-20-0122

ほっかいどうヘルスサポート  
レストラン推進事業

北海道では、食品選択や外食摂取で、健康管理上の適切な選択を支援し、道民の健康づくりに資することを目的に、令和元年10月より新たな食環境整備事業として、「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」を開始しました。

登録の対象の店舗は、外食料理店(喫茶店を含む)およびそごう製菓業、コンビニエンスストア、スーパー、社員学校食堂などです。登録は三ツ星制としており、道が提供する健康情報などの発信を行うことと店内を禁煙にしていることを必須要件とし、二ツ星店として登録。

これに加え、顧客の要望に応じた健康を支援するオーダー対応ができる店舗を二ツ星、さらに健康に配慮したメニューとして、栄養

バランスメニューや野菜たっぷりメニュー、塩分控えめメニューのどれか一つを提供するお店を二ツ星店として登録します。

北海道からは健康づくりに関連する情報を、月に一度メールマガジンで配信し、北海道栄養士会や管理栄養士養成施設からの普及啓発ツールの配信なども行います。北海道全調理師会と協力した事業の推進など、協力機関と連携して事業を推進します。

登録届出書の様式は、最寄りの道立保健所、もしくは北海道のホームページより入手可能です。

次のウェブサイトにアクセスしてください。

http://www.prehokkaido.jp/hf/kth\_hhsr/top-02.htm

(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



問合せ先 岩見沢保健所

☎0126-20-0116

電源立地地域対策  
交付金を活用しました

令和元年度電源立地地域対策交付金は、市内小中学校の電気料や水道料、暖房用燃料に活用しました。

問合せ先 市教育係

☎57-7581

市営浴場の入浴料金が改定されました

4月1日より、市営浴場(宮前町・真谷地・清陵の3浴場)の入浴料金が改定されたのでお知らせします。(理解とご協力をお願いします。)

改定後の入浴料金

区分	入浴料金	備考
1回券	大人	10円値上げ
	中人	変更ありません
	小人	70円
回数券	大人	50円値上げ
	中人	変更ありません
	小人	400円

440円の入浴券は差額(10円)と合わせてお使いください。

問合せ先 市環境生活係

☎52-3108

合併処理浄化槽の設置費を補助します

家庭のし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用の一部を補助します。

対象者

- ◆下水道処理区域以外の地域に専用住宅または店舗等併用住宅を建築し、合併処理浄化槽を設置する方
- ◆汲取り式便所を浄化槽に改造する方

◆次の場合には対象になりません  
◆販売目的で住宅を建築する方

◆住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方

◆市税などを滞納している方

◆申込方法 補助金交付申請書を提出してください。

◆補助金額(限度額)

- 5人槽 35万2千円
- 6~7人槽 44万1千円
- 8~10人槽 58万8千円
- 11~20人槽 100万2千円
- 21~30人槽 154万5千円
- 31~50人槽 212万9千円
- 51人槽以上 242万9千円

問合せ先 市環境生活係

☎52-3108

消費生活相談

消費生活に関する相談窓口を夕張市社会福祉協議会内に設置しています。

相談は無料ですので、訪問販売や架空請求など困ったときには気軽に相談してください。

電話や面談での相談も行っています。面談を希望する場合は、事前に電話で予約してください。

相談例

- ◆架空請求 身に覚えのない商品が届いたが、代金を払わなくてはならないのか?
- ◆クーリングオフ 訪問販売で不必要なものを購入してしまっただけ。解約できるか?

開設時間 平日 午前9時~午後5時(祝日・年末年始を除く)

相談窓口 夕張市消費生活相談窓口(夕張市社会福祉協議会内)

☎56-6001

野犬掃討の実施

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間、市内全域で野犬掃討を実施しています。

放し飼いにしている犬や鎖から外れてうろついている犬は、野犬として捕獲され、岩見沢保健所由仁支所に抑留(棄殺)されますので、放し飼いをしないでください。

飼い主の皆さんへ

◆飼い犬が逃げ出したり、いつの間にかいなくなり、行方不明になることもあります。見つからない場合は、夕張警察庁舎へ届出しましょう。

◆市環境生活係や岩見沢保健所由仁支所に捕獲されていることもありますので、すぐに連絡してください。

◆首輪には必ず犬鑑札や連絡先をつけてください。

◆犬の放し飼いはやめましょう。

◆散歩中に犬を放すと、人を追いかけたり、人を咬むなどの事故が起きることがありますので、絶対にやめてください。

◆犬のフンで住民に迷惑をかける

いように、後始末は飼い主の責任できちんとしてください。

問合せ先

市環境生活係 ☎52-3108

岩見沢保健所由仁支所

☎0123-83-2221

栗山警察署夕張警察庁舎

☎52-0110

4月6日から15日は春の全国交通安全運動

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からセーフティコールゆうばりを中止します。

交通事故のない安全なまちを目指すための運動にご協力ください。

◆子どもを始めとする歩行者の安全確保

横断歩道や信号機のある交差点が近くにある時はその横断歩道や交差点で横断しましょう。

●飲酒運転根絶

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底しましょう。

●自転車の安全利用を進めましょう

●後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう

問合せ先 交通安全対策本部事務局(南支所) ☎59-6111

「みんなで作る夕張の記憶ミュージアム」Episode 22

「冷水山をバックに、のびのび遊ぶ夕張幼稚園の子どもたち」  
夕張市役所所蔵 1970年代

懐かしい夕張の写真をお寄せください。

下記フェイスブックに投稿または清水沢コミュニティゲート(宮前町39 宮口23)に持参いただくか、市役所地域振興係でも受け付けています。

▼この写真は下記でもご覧いただけます。

「みんなで作る夕張の記憶ミュージアム」 <https://yubarinokioku.net/>  
フェイスブックページ <https://www.facebook.com/yubarinokioku/>  
夕張の記憶ミュージアム実行委員会(幹事・清水沢プロジェクト) ☎57-7463  
(市地域振興係 ☎52-3141)



軽自動車税の減免制度について

障がいのある方、または障がいのある方と生計を同じくする方が所有する軽自動車などで、障がいのある方のために使用する場合は、1人1台に限り軽自動車税(種別割)の減免対象となります。

減免申請 4月中旬に市から郵送する納税通知書と、個人番号カード(通知カード)・運転免許証・車検証・障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳を含む。)の写しを持参してください。

必要事項を記載のうえ、持参による申請と同じ書類の写しを添付してください。窓口での代理申請には委任状(様式任意)が必要となります。

申請書 減免を希望する方は、申請書を市ホームページからダウンロードするか、市賦課係または南支所で受け取り、申請期間中に申請してください。

申請期間 4月16日～4月23日

※期限までに申請書の提出がない場合は、減免を受けることができませんので、ご注意ください。

申請場所 市賦課係または南支所

※令和2年度の軽自動車税(種別割)の納付期限は、4月30日です。必ず期限内にお支払い下さい。

問合せ先 市賦課係 52-3120

所得税(確定申告)などの受付期間の延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本市における所得税(確定申告)および市道民税申告の受付期間を4月16日まで延長します。

とき 午前9時～午後5時 (土日祝日は除く)

ところ 市賦課係 (2階2番窓口)

※延長期間に申告をされた方は、令和2年度の市道民税額の算定に申告内容の反映が間に合わない場合があります。その場合、翌月以降に改めて更正処理を行い、変更後の税額通知をお送りしますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先 市賦課係 52-3120

岩見沢税務署 0126-22-0810

(音声案内で「2」を選択)(午前9時～午後4時)

公務員採用試験情報

◆国税専門官

受験資格

①平成2年4月2日から平成11年4月1日生まれの人

②平成11年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みなどの者など別に定める者

申込期限 4月8日まで (受信有効)

申込方法 インターネットより申込ください。

http://www.jinji-shiken.go.jp/kenhmt

第一次試験日 6月7日

問合せ先 札幌国税局人事第2課採用担当

011-231-5011 (内線2315)

◆労働基準監督官

受験資格

①平成2年4月2日から平成11年4月1日生まれの人

②平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

- (1) 大学を卒業した者および令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

第一次試験日 6月7日

問合せ先

北海道労働局総務部総務課 011-709-2311 (内線3511)

春の火災予防運動

消防署と消防団では、4月20日から30日まで「ひとつずつ、いいね!」で確認 火の用心」を統一標語に市内各地域で火災予防運動を実施します。

火災の発生を防止し、万一発生した場合、被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

春を迎え、この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象条件となりますので、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災が発生しない環境づくりをしていきましょう。

火災予防運動期間中二部の地域において、一般住宅と共同住宅を対象に住宅用火災警報器の設置調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆令和元年 防火標語コンクール 最優秀賞『火事発見! 「おかし」をぜったい まもること』

ゆうばり小学校 鎌田 むつき さん

※「おかし」の意味を説明しますと

1 『お・押さない(避難中は前

- の人を押してはいけません)
- 2 『か・駆け出さない(避難中は駆け出してはいけません)
- 3 『し・しゃべらない(避難指示が聞けなくなるのでしゃべってはいけません)

小学校の避難訓練で、児童が安全に避難するための心得として、消防職員が指導しているものです。

問合せ先 市消防本部 53-4121

市ホームページに広告を掲載してみませんか

月平均3万2000件(平成30年度)のアクセスがある市ホームページに広告を掲載してみませんか。

掲載の位置 うちの情報トップページ下段部分

掲載期間 1カ月単位(最長5年)

随時、受け付けています。

広告の規格 縦80ピクセル、横230ピクセル、画像はGIF形式

容量は15キロバイト以下

掲載料および申し込み方法 掲載料は掲載期間によつて異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ先 市情報管理係 52-3140



行政相談日程

行政相談委員が相談に応じます。

原則毎月第4金曜日に相談を受けています。どんな内容の相談にも応じます。

とき 午前10時～正午

上半期日程

5月22日、6月26日、7月24日、8月28日、9月25日

※下半期日程は、広報ゆうばり10月号に掲載します。

ところ 老人福祉会館  
問合せ先

夕張市社会福祉協議会

☎56-6004

栗山警察署からの

お知らせ

◆自転車の盗難被害防止と防犯登録の推進

自転車には防犯登録とツーロックを

1 大切な自転車を盗難被害から守るために！

備付け錠のほか、U字型錠などでツーロック！

2 万が一、被害に遭ったときのために自転車の防犯登録をしましょう。

防犯登録をすると防犯登録番号や車体番号から持ち主が分かるため、被害回復の可能性が高くなります。

なります。

◆山菜取りは多くの危険と隣り合わせ

合わせ

〜家族に行き先を知らせ、万が一に備えた装備を持ちましょう〜

1 山菜取りを行う際の注意点

ア 家族に行き先と帰宅時間を知らせておく

イ 単独での入山を避け、仲間とお互いに声を掛けあいながら行動する

ウ 白や赤、黄色など、遠くから目立つ服を着用する

エ 万が一に備えて、携帯電話、非常食、飲料水、防寒着、熊鈴、笛などを携行する

オ 山中で迷ったときは、慌てずに落ち着いて行動する

むやみに動く体力を消耗するので、ヘリコプターから発見されやすい場所を探して救助を待ち、ヘリコプターが飛来したらタオルなどを大きく振って居場所を知らせる。

2 ヒグマと遭遇しないための

注意点

ア 事前にヒグマ出没情報を確認する

イ ヒグマの出没を知らせる看板などがある場所には入らない

ウ 複数人で入山し、山中では単独行動をしない

エ 鈴を鳴らしたり、声を出さない

エ 鈴を鳴らしたり、声を出さない

子ども相談支援センター相談窓口のお知らせ

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなど相談してください。

●電話相談

☎0120-3882-56

(無料、毎日24時間対応)

●メール相談

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

※急ぎの場合は電話相談を利用してください。

●来所相談 ※10:00～16:00

(土日・祝日、年末年始はお休みです。)

子ども相談支援センター

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

※上記の電話相談で予約してください。



▲センターwebページ

※センターのwebページに「子ども相談支援センターへの相談事例」を掲載しています。次のURLからご覧ください。

URL: <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanjirei.pdf>

YOSAKOIソーラン  
市民審査員募集

☎0123-72-0110

6月に札幌市で開催するYOSAKOIソーラン祭りの「市民審査員」を募集します。

とき(次の期間の内3〜4時間程度)

6月13日 午前11時30分〜午後

ど、ヒグマに人間の存在を知らせる

オ 早朝、夕方、悪天候時の入山を避ける

問合せ先 栗山警察署

7時30分

6月14日 午前9時〜午後10時

ところ 札幌市中央区大通公園

周辺

活動内容 YOSAKOIソーラン祭りの演舞の審査

応募方法 応募用紙をホームページからダウンロードまたは電話で取り寄せのうえ、応募してください。

応募期日 4月17日(必着)

申込問合せ先

YOSAKOIソーラン祭り実行委員会

(〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目

北海道経済センター4階)

☎011-219-4351

保健福祉センターの  
閉館について

「保健福祉センター」は、令和2年3月31日をもって廃止となりました。これまで行われていた乳幼児健診などの保健事業は、今後拠点複合施設「りすた」で実施します。

問合せ先 市保健係

☎52-3106

戦没者などの  
ご遺族の皆さんへ

第十二回特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日時点で公務扶助料などを受けている方がいない場合、ご遺族のうちお一人に国から第十二回特別弔慰金が支給されます。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限 令和5年3月31日

※請求期限を過ぎると第十二回特別弔慰金を受ける権利がなくなり、ご注意ください。

請求窓口・問合せ先

市生活福祉係

☎52-1059

こどものへや



渡邊 琳香ちゃん  
りんか

平成28年11月1日生まれ

鹿の谷

このコーナーに掲載する乳幼児(小学校入学まで)の写真をお待ちしています。

●送り先 市総務係 ☎52-3170

水道の使用開始や  
中止について

引越しなどで水道を使用する  
ときや中止するときは、住民票の  
手続きとは別に届出が必要です。  
開始の届出がないと、メーターが  
動いていた場合に漏水と判断して  
給水を停止する場合があります。  
中止の届出がないと、使用し  
ていなくても料金がかかりますの  
で、ご注意ください。中止の際は必  
ず水落とし・止水栓止めをお願い  
します。

利用ください。口座振替の手続き  
は、各金融機関の窓口でお願いし  
ます。  
問合せ先  
お客様センター  
(ゆうばり麗水株式会社)  
☎53-2011  
市上下水道庶務係  
☎52-3152

連休期間中の  
ごみの収集

連休期間中のごみ収集は下の  
表のとおりとなります。  
問合せ先 市環境生活係  
☎52-3108

●連休期間中のごみ収集日程

月 日	一般ごみの収集	資源ごみの収集	埋立処分地
4月29日(水)(祝)	休みます		休みます
4月30日(木)	水・木曜日の収集地区		午前8時30分～ 午後4時30分
5月1日(金)	金曜日の収集地区		午前8時30分～ 午後4時30分
5月4日(月)(祝)	休みます		休みます
5月5日(火)(祝)	休みます	第1火曜日の収集地区	休みます
5月6日(水)(祝)	休みます	第1水曜日の収集地区	休みます
5月7日(木)	水・木曜日の収集地区	第1木曜日の収集地区	午前8時30分～ 午後4時30分

土地価格・家屋価格等  
縦覧帳簿の縦覧

土地価格等縦覧帳簿・家屋価  
格等縦覧帳簿による縦覧を行つて  
います。  
縦覧期限 6月1日  
(土日祝日は除く)

縦覧時間 午前8時45分～午後  
5時30分  
縦覧場所 市賦課係

(市役所2階②番窓口)  
縦覧できる人 土地・家屋の固定  
資産税納税者、またはその代理人  
縦覧に必要なもの 本人確認が  
できるもの(運転免許証など)  
※代理人による縦覧の場合は、納  
税者からの委任状。

問合せ先 市賦課係  
☎52-3120

令和2年3月1日 現在

人口 7,788人(+34人)  
男 3,582人(-20人)  
女 4,206人(+54人)

世帯数 4,623世帯(+46世帯)  
( )は前月比

※住民基本台帳法の改正に伴い、  
外国人住民が含まれています。

次号、広報ゆうばり5月号は、  
5月1日に配布します。